



同意事項 (※ 必ずご確認ください。)

- 1 当システムの利用に係る審査及び利用者負担額算定のため、当システムの利用決定を受けている間は、世帯員全員の住民票、介護保険及び所得に関する情報を公簿等で確認すること。
- 2 適切なサービスを提供するため、おとしより相談センター、介護支援専門員及びサービス委託業者から利用者に関する情報の提供を受けること並びにこれらの者に当該情報を提供すること。また、サービス委託業者へ、本申請書に記載した情報を提供すること。
- 3 虚偽の申請により当システムを利用したときは、利用決定の取消しを受けること。
- 4 緊急通報システム機器の取付け及び取外しに当たり自宅の改修及び修繕が必要になった場合、申請者が改修及び修繕の費用を負担し、その一切責任を負うこと。
- 5 緊急通報を発し確認電話に応答しない場合その他受信センターが緊急性を有すると判断した場合、自宅に立ち入ることを認めるとともに、これに伴い自宅等の一部に破損が生じた場合、申請者が自宅等の修繕その他の責任を負うこと。
- 6 ペースメーカーを使用している者がいる場合、緊急通報システム機器の利用に関して主治医の了承を得ていること。